

喫煙等に係る規定の見直し

改正のポイント①

・健康増進法に規定する「喫煙専用室」標識が設置してある場所には、条例で定める「喫煙所」と表示した標識の設置は不要であることを規定。



※ 改正前の条例における標識と併せて設ける図記号付きの標識の例



※ 健康増進法による標識例

「喫煙所」と「20歳未満立入禁止」の図記号付きの標識

改正のポイント②

・「喫煙所」・「禁煙」・「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構（ISO）又は日本産業規格（JIS）に適合するものと規定。



※ 改正前の条例における標識と併せて設ける図記号付きの標識の例

改正前 図記号

【 廃 止 】



禁 煙



火気厳禁



喫煙所

改正後 図記号



ISO



JIS



ISO



JIS



ISO



JIS